

優先交渉権を付与する応募者の評価基準

(1) 評価基準

「資格要件」で「否」と判断された場合は選定基準の審査は行わないものとし、ネーミングライツパートナーとして決定しません。

評価項目	評価視点等	配点等
資格要件	・ 応募資格の項目を同意書兼誓約書にて確認	適・否
応募金額	・ 最低金額の設定のある施設は、当該金額を上回っているか ・ 得点計算方法 配点 50 点×当該応募金額／最高応募金額 (小数点以下第 1 位を四捨五入) ※	50
施設愛称案	・ 愛称条件が設定されている施設は、愛称条件を踏まえた愛称となっているか ・ 施設の目的や特性に合っているか ・ 岸和田市広告収入事業実施要綱第 5 条第 1 項各号に該当しないか	20
経営状況	・ 財務健全性が確保されているか ・ 提案内容に応じた支払い能力があるか	10
地域貢献	・ 地域貢献に理解があり、適確な取組実績があるか ・ 今後、地域貢献の取組が期待できるか	10
提案期間	・ 愛称が定着するまでに十分な期間であるか ・ 指定管理施設の場合、指定管理期間を考慮した期間であるか ・ 契約内容や契約相手方選定手続きの適正な観点から適切な期間であるか	10

※ 応募金額の得点計算例

応募金額は年額（消費税抜）で計算を行います。

A社：応募金額 100 万円（応募者の中の最高金額）

配点 50 点×100 万円／100 万円＝50 点

B社：応募金額 80 万円

配点 50 点×80 万円／100 万円＝40 点

(2) 配点の付け方（資格要件及び応募金額を除く）

評価にはそれぞれ対応する点数を設け、当該項目の得点とします。

評価	配点	
	10点満点の場合	20点満点の場合
大変優れている	10	20
優れている	8	16
普通	6	12
やや劣る	4	8
劣る	2	4

(3) 評価項目ごとの得点を合計し、合計点の最も高い者を候補者とします。

(4) 合計点が同点の場合は、応募金額が最も高い者を候補者とします。応募金額も同額の場合はくじ引き等の抽選により決定します。

(5) 地域貢献以外の評価項目が1項目でも「劣る」の評価を受けた場合又は、全ての評価項目に係る得点の合計が60点を下回る場合は、適正な提案と認めず候補者として選定しません。

また、提案者が1者のみである場合でも適切な評価を行い、条件を満たさない場合は候補者として選定しません。